

八尾市ブロック塀等安全対策補助金交付要綱

平成30年9月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号）第26条の規定に基づき、危険なブロック塀等の撤去又は改修を実施する者に対して、予算の範囲内で八尾市ブロック塀等安全対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地震発生時における市民の生命、身体等への被害の防止及び避難経路の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不特定多数の者が利用する道路 幅員4m以上の公道など建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）に定められた道路等をいう。
- (2) 公園 八尾市地域防災計画において、一時避難場所に指定された公園をいう。
- (3) ブロック塀等 コンクリートブロック造、レンガ造、石造その他組積造による塀等（塀に付随する門柱を含む。）をいう。
- (4) 撤去 ブロック塀等の全て又はその一部を取り除くことをいう。
- (5) 改修 ブロック塀等の撤去後に引き続き撤去相当分の距離に軽量フェンス等を設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に存するブロック塀等の所有者（国、地方公共団体その他公的機関は除く。）であって、当該ブロック塀等を撤去又は改修する者であること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 同一敷地内において過去にこの要綱及び八尾市木造住宅除却補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 販売を目的として整地又は解体工事をする際にブロック塀等を除却する者でないこと。

(補助対象工事)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、不特定多数の者が利用する道路又は公園に面しているブロック塀等の撤去工事及び

その撤去後に軽量フェンス等を設置する工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 撤去するブロック塀等は、高さ（道路面からの高さ（公園の場合は、公園の地盤面からの高さ）をいう。以下同じ。）が60センチメートルを超え、安全性が確認できないもの（別表第1の左欄に掲げる点検項目について同表右欄の内容に掲げる事項に適合するかどうかを点検した結果、1つ以上不適合又は適合するかどうか不明な項目があることをいう。）であること。
- (2) ブロック塀等の一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さが全て70センチメートル以下になること。
- (3) 軽量フェンス等の設置工事にあつては、次の全てに該当すること。
 - ア 建基法第44条に違反しないこと。
 - イ 建基法に定められた道路等内に設置しないこと。
 - ウ 安全な基礎に緊結すること。
 - エ 軽量フェンス等の下部にブロック等を併用する場合は、3段以下とし、かつ、ブロック塀等の高さは70センチメートル以下とすること。

（補助対象工事の着手の時期等）

第5条 補助対象工事は、第8条に規定する補助金の交付の決定後に着手し、当該工事に着手する日の属する年度の末日までに完了するものでなければならない。

2 補助金の交付は、一の敷地につき1回限りとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う工事に要する経費とし、補助金の額は、200,000円を限度として、別表第2の左欄に掲げる補助対象工事の種別ごとに同表右欄により算出した額（複数の補助対象工事がある場合は、それぞれの補助対象工事の種別ごとに算出した額の合計額）とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八尾市ブロック塀等安全対策補助金交付申請書（様式第1号）に八尾市ブロック塀等安全対策補助金交付に係る誓約書（様式第2号）及び次に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 敷地の位置図（縮尺2,500分の1以上のもので工事区域を赤色で明示したもの）
- (2) 撤去又は改修するブロック塀等の配置図（撤去又は改修するブロック塀等を赤色で明示し、距離を記載したもの）
- (3) 撤去又は改修するブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図等
- (4) 現況写真（撤去又は改修するブロック塀等の状況がわかるもの）
- (5) 施工業者が発行した見積書又はその写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請を適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに八尾市ブロック塀等安全対策補助金交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を、申請を不適当と認めたときは補助金の交付をしないことを決定し、速やかに八尾市ブロック塀等安全対策補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第4号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合に依りそれぞれ当該各号に定めるところによる手続を行わなければならない。

(1) 工事に要する経費の額に変更を生じない場合 八尾市ブロック塀等安全対策補助金内容変更申請書(様式第5号)に第7条に定める関係書類のうち必要な書類を添付して市長に提出すること。

(2) 工事に要する経費の額に変更を生じる場合 八尾市ブロック塀等安全対策補助金交付変更申請書(様式第6号)に第7条に定める関係書類のうち必要な書類を添付して市長に提出すること。

2 市長は、前項第1号の申請を適当と認めたときは当該申請の内容の承認を決定し、速やかに八尾市ブロック塀等安全対策補助金内容変更承認通知書(様式第7号)によりその旨を、申請を不適当と認めたときは当該申請の内容の承認をしないことを決定し、速やかに八尾市ブロック塀等安全対策補助金内容変更不承認通知書(様式第8号)によりその旨を補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第2号の申請を適当と認めたときは補助金の交付変更を決定し、速やかに八尾市ブロック塀等安全対策補助金交付変更決定通知書(様式第9号)によりその旨を、申請を不適当と認めたときは補助金の交付変更をしないことを決定し、速やかに八尾市ブロック塀等安全対策補助金内容変更不承認通知書によりその旨を補助決定者に通知するものとする。

(補助対象工事の中止又は廃止)

第10条 補助決定者は、補助対象工事の中止又は廃止をしようとするときは、八尾市ブロック塀等安全対策補助金工事中止(廃止)届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、八尾市ブロック塀等安全対策補助金工事完了報告書(様式第11号)に次に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去又は改修したブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図等
- (2) 着手前及び完了後の全景写真（やむを得ない場合は、つなぎ写真）
- (3) 施工業者が発行した請求書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告は、当該事業の完了の日から起算して30日以内又は第8条の規定による補助金交付決定の通知を受けた年度の2月末日（八尾市の休日を定める条例（平成2年八尾市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）である場合は、その日以前の直近の休日でない日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

（確定通知）

第12条 市長は、前条に規定する報告を受領し、適当と認めたときは、速やかに八尾市ブロック塀等安全対策補助金確定通知書（様式第12号）により補助決定者に補助金の額を通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに八尾市ブロック塀等安全対策補助金交付請求書（様式第13号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 補助決定者が前項の補助金の交付を請求するにあたり、その請求及び受領の権限について補助対象工事を行った事業者に委任する場合は、請求書に補助金の代理受領に係る委任状（様式第14号）等の必要書類を添付しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に着手した第4条に規定する工事については、平成30年6月18日以後に着手したもので、平成31年3月29日までに補助金の交付決定を受け、完了したものに限り、第5条第1項の規定にかかわらず、補助対象工事とみなしてこの要綱を適用する。この場合において、この要綱の規定に基づき市に提出しなければならない書類で、提出が困難なものがある場合の取扱いについては、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(1)コンクリートブロック塀の場合

点検項目		点検内容
1	高さ	2.2メートル以下
2	壁の厚さ	高さ2メートルを超える塀で厚さ15センチメートル以上
		高さ2メートル以下の塀で厚さ10センチメートル以上
3	鉄筋	壁内に直径9ミリメートル以上の鉄筋が、縦横とも80センチメートル間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている
4	控え壁 (高さ1.2メートルを超える場合)	塀の長さ3.4メートル以下ごとに、直径9ミリメートル以上の鉄筋が入った控え壁が塀の高さの1/5以上突出してある
5	基礎 (高さ1.2メートルを超える場合)	丈が35センチメートル以上で根入れ深さが30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1ミリメートル以上のひび割れがない
7	ぐらつき	人の力でぐらつかない
8	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない

(2)組積造の場合（鉄筋が入っていないコンクリートブロック塀を含む）

点検項目		点検内容
1	高さ	1.2メートル以下
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある
3	控え壁	塀の長さ4メートル以下ごとに壁面からその部分の前項に適合するために必要とされる壁の厚さの1.5倍以上突出しているか、又は控え壁がない場合は、壁の厚さが前項に適合するために必要とされる壁の厚さの1.5倍以上ある
4	基礎	根入れ深さが20センチメートル以上ある
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1ミリメートル以上のひび割れがない
6	ぐらつき	人の力でぐらつかない
7	その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない

別表第2（第6条関係）

工事種別	補助対象経費	補助金算定に際しての工事費	
ブロック塀等の撤去工事	ブロック塀等を撤去する工事に要する経費	撤去する実費額	①
		撤去するブロック塀等の見付面積1平方メートルにつき8,000円を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨てる。）	②
ブロック塀等の改修工事	ブロック塀等を撤去し、引き続き、軽量フェンス等を設置する工事に要する経費	軽量フェンス等の設置に要する実費額	③
		軽量フェンス等を設置する延長1メートルにつき15,000円を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨てる。）	④
備考 ①と②を比較していずれか少ない金額と③と④を比較していずれか少ない金額との合計額とし、200,000円を限度とする。			